

議案第 19 号

都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり制定する。

平成 30 年 2 月 13 日提出

川崎市長 福田 紀彦

都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部改正)

第 1 条 川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（平成 4 年川崎市条例第 54 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「及び第二種低層住居専用地域」を「、第二種低層住居専用地域及び田園住居地域」に改める。

(川崎市建築基準条例の一部改正)

第 2 条 川崎市建築基準条例（昭和 35 年川崎市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の 2 第 1 項中「準住居地域」の次に「、田園住居地域」を加える。

第 7 条の表中「又は第二種低層住居専用地域」を「、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域」に改める。

第 57 条第 1 号中「同号に掲げる基準」を「1 時間準耐火基準」に改める。

(川崎市特別工業地区建築条例の一部改正)

第3条 川崎市特別工業地区建築条例（昭和62年川崎市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第8条第1号ア中「別表第2(㉞)項第1号」を「別表第2(㉟)項第1号」に改め、同号イ中「別表第2(㉟)項第2号」を「別表第2(㊱)項第2号」に改める。

別表第1中「別表第2(㉞)項第1号(1)」を「別表第2(㉟)項第1号(1)」に、「別表第2(㉞)項第2号」を「別表第2(㉟)項第2号」に改める。

別表第2中「別表第2(㉞)項第1号(1)」を「別表第2(㉟)項第1号(1)」に、「別表第2(㉞)項第2号」を「別表第2(㉟)項第2号」に、「別表第2(㉟)項第2号」を「別表第2(㊱)項第2号」に改める。

(川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例の一部改正)

第4条 川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例（平成15年川崎市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号イ中「準住居地域」の次に「、田園住居地域」を加える。

(川崎市中高層建築物等の建築及び開発行為に係る紛争の調整等に関する条例の一部改正)

第5条 川崎市中高層建築物等の建築及び開発行為に係る紛争の調整等に関する条例（平成7年川崎市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「準住居地域」の次に「、田園住居地域」を加える。

第9条第2項中「第18条第5項」を「第18条第16項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の整備を行うため、この条例を制定するものである。